

街づくりだより

# ひがしぐち

発行(第二十八号)

平成一六年五月二十六日

長野市 駅周辺整備局

電話 〇二六(二二四)五一九四

主な記事

第3回事業計画変更・・・・・・・・一面  
 本年度予算の執行方針と概要・・・・・・・・二面  
 地区の現況と今後の予定・・・・・・・・三面  
 第二十五・二十六回仮換地指定について・別紙

## 地区説明会を開催

平成十六年四月十四日から十二日の間に6ヶ所計11回の地区説明会を開催しました。

説明会では

- ① 局長あいさつ
  - ② 第3回事業計画変更について
  - ③ 本年度予算の執行方針と概要について
  - ④ 地区の現況と今後の予定について
  - ⑤ 石炭ガラについて
- について説明し、併せて参加された方からもご意見・ご要望等をお聞きしました。
- 大変お忙しい中、総勢三百八名の方々に説明会場まで足を運んでいただきました、ありがとうございました。

以下その内容について記載します。

### ① 局長あいさつ

新年度、心新たに事業の促進をしてまいりたいと思います。昨年度を振り返りますと、過去十年間で最高の進捗を示しました。十五年度末までに345件・面積で35.5%の仮換地指定をしてきましたが、昨年度は82件・面積で8.43%の進捗を見ることができました。

十五年一月から旧反対連絡会の皆様も、まちづくりに参画していただくという事で、各地域にまちづくりの話し合いがもたれるようになってきました。そのような背景の中、昨年の82件には集団移転に係わる仮換地指定が60件と多数を占めて

おります。事業の促進を願う声と共に皆様のご理解ご協力の賜であります。

主な変更理由等は次の通りです。

いままでも事業をできることから進めて参りましたが、それに加え、集団移転を積極的に進めていきたいと思えます。今年度も事業促進を図ってまいりますのでご理解ご協力をお願いいたします。

1. 駅南幹線の形状をR形状からL形状へ変更し、区画道路も一部変更することによって、沿線の宅地形状を整形化し、土地利用の向上を図ります。
2. 栗田屋島線(至長野東インター)東口線(至日赤)間の駅南幹線の車線数を4車線から2車線へ変更します。道路の幅員の変更はありませんので広い歩道、環境保全帯がつけられることで任環境と共存する道づくりを図ります。
3. 将来に向け、より広域なまちづくりにつながる路線形状にしたものです。

### ② 第3回事業計画変更

長野駅周辺第二土地区画整理事業は平成五年九月に認可され、これまでに2回の事業変更を行っています。今回は栗田地区の皆様のを望を基に、都市計画道路「駅南幹線」の変更や一部区画道路の見直しを行い、住民と協働によるまちづくりの一層の推進を図るものです。

事業計画変更では次の点を考

第3回変更事業計画 概要

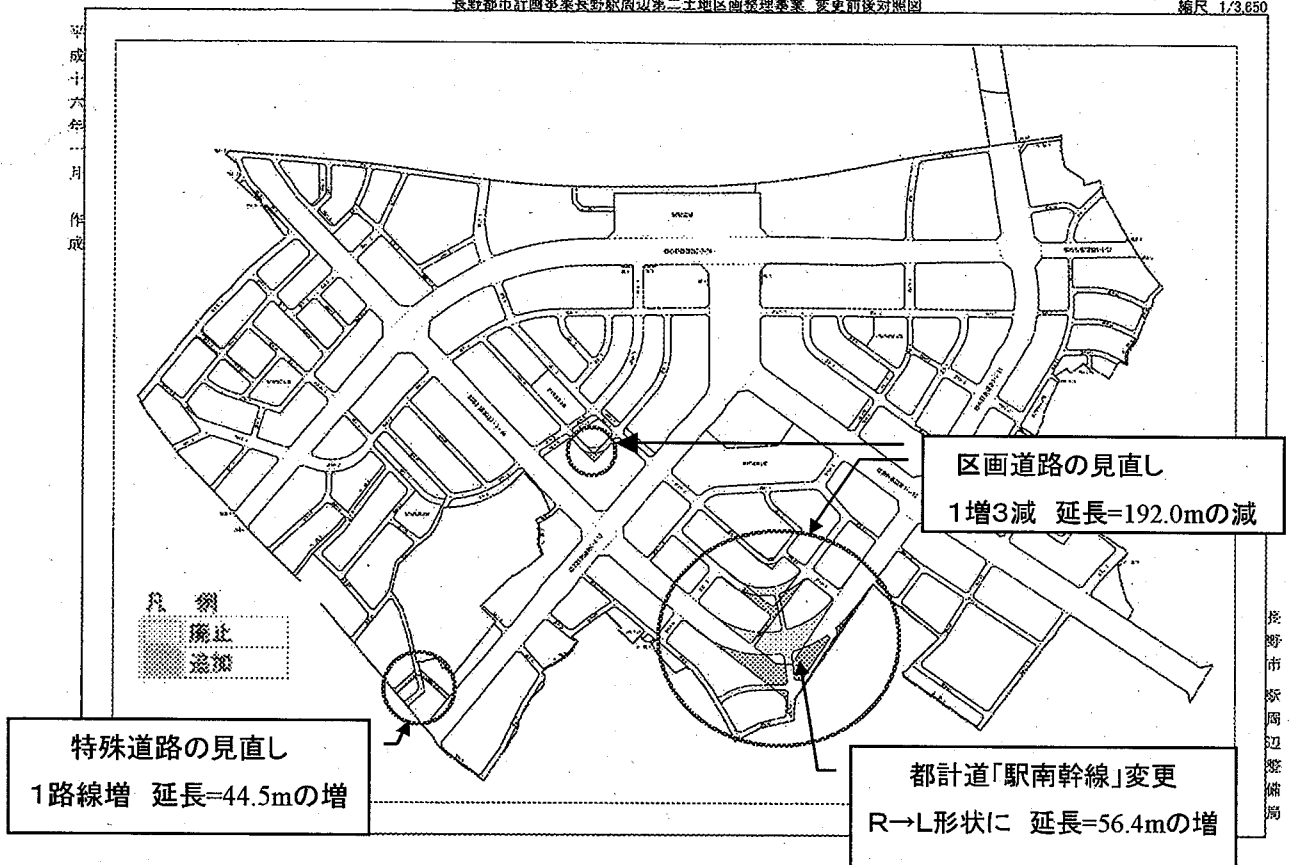
名称 長野駅周辺第二土地区画整理事業  
 施行者 長野市  
 施行面積 A=58.2ha  
 施行期間 平成5年9月～平成29年3月  
 総事業費 約780.6億円  
 減歩率 29.20%(23.37%)  
 以上変更なし  
 公共施設 道路網見直し 下図のとおり

- 慮しています。
1. 減歩率・減価補償費を変えない。  
 ・ 公共用地総面積の変更を行わないことで影響を与えません。
  2. 事業費の総額を変えない  
 ・ 工事費等の支出増を抑える。  
 ・ 事務費等を切り詰める。  
 ・ 新たな補助事業を導入する。
  3. 事業期間を変えない。  
 ・ 集団移転等による事業のスピードアップを図ります。

長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業 変更前後対照図

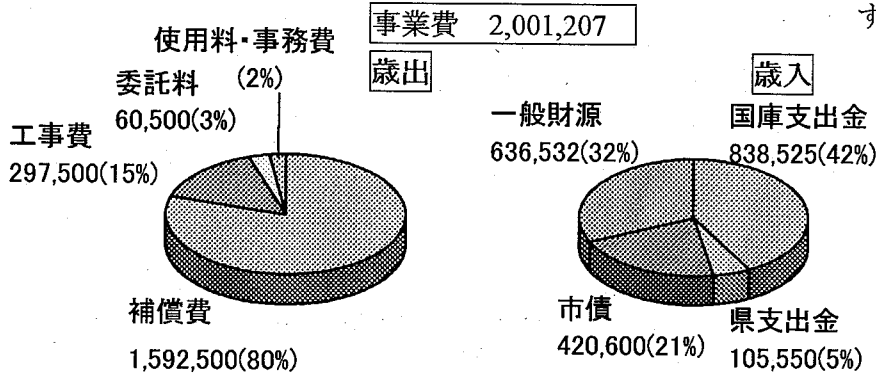
縮尺 1/3,650

平成十六年一月作成



- ③ 本年度予算の執行方針と概要  
 ○ 施行方針  
 1 事業促進策  
 今までのできるところからの整備に加え、集団移転を積極的に取り入れ事業促進を図って参ります。
- 2 高齢者住宅移転支援  
 高齢者支援策の一つとしてリバースモーゲージ制度を導入します。この制度の概要は建築資金を土地・建物を担保に県住宅供給公社から借入れ、元金の利息分のみを支払っていただきます。元金は返済ができるようになった時、あるいは亡くなられた時に一括返済するか、住宅供給公社が土地・建物を処分することで返済となります。
- 3 住民との協働のまちづくり  
 任意団体との協働・育成支援、課題に応じた住民主体の「まちづくり委員会」を立ち上げ、住

平成16年度内訳 (千円)



民の皆様の声を取り入れてまいります。  
 ○予算の概要  
 十六年度予算は二十億百二十万七千円で、前年度対比101%となっております。概要は左記の通りです。

④ 地区の現況と今後の予定

★栗田地区 四月十四日(水)

○今後の予定

- ①西の1地区(栗田従前住宅北側方面)の一部整備してまいります
- ②東口線(日赤に向かう道路)の西側を引き続き整備してまいります
- ③事業計画変更後、変更換地設計案の地区説明会、個人説明会を行った上で整備を進めていく予定です。

★中御所地区 四月十六日(水)

○集団移転の現況と今後の予定

当初1・4から現在の1・7の区域が拡充し順次整備を進めています。十六年度からライブラインの整備を進め、十七年度内には再築、入居が可能になるように整備を進めていきたい

と思っております。

現在の集団移転の東側、北側へ整備範囲を広げてまいります

★七瀬地区

四月十九日(月)二十一日(水)

○十六年度整備予定箇所

- ・ A B Nとメルパルクの間の一部で宅地の整備と区画道路、用水の移設を行います。
- 集団移転の予定
- ・ 七瀬五差路付近から南方面
- ・ マツヤから西方面
- ・ A B Nから北東方面

十六年秋頃までに集団移転予定地区の意向調査を行います。

その後、集団移転範囲の確定、全体説明会、個人説明を行い十七年度から補償調査を行いたいと考えております。

○3箇所の集団移転以外の地域十六年度中に全ての権利者の皆様のご意向をお聞きし、整備

を進めてまいります。

★北中地区 四月二十二日(木)

○北中地区では七瀬中御所線の北中通りまでの早期整備、善光寺用水の移設先となる区画道路の整備を中心に行っていきたくと考えております。

- 整備予定箇所
- ・ ユメリア通り西方面、南側一部を集団的に整備を行います。

⑤ 石炭ガラについて

七瀬地区で発生した石炭の燃えカスについて説明させていただきました。

燃えカス混入土は、保健所・廃棄物対策課と打合せ「ダイオキシン検査」「溶出試験」を行い、結果、基準値0.3mg/辺を超えてる0.68mg/辺の鉛が検出されました。混入土は指定された処分場へ搬出しました。混入土を取り除いた土壌調査を行います

したが、心配された土壌汚染は  
ありませんでした。

今後建設工事で発生する産  
業廃棄物は、「建設リサイクル  
法」「廃棄物の処理及び清掃に  
関する法律」等の関係法規に基  
き適切に処理をしていきます。

⑥ 質疑回答

説明会でのご意見・ご質問の  
一部は次のとおりです。

① 今回の駅南幹線変更は栗田地  
区だけではなく中御所も含め  
て地区全体で考えるべき。可  
能であれば中御所地区も2車  
線がいいのでは？

② 駅周辺の交通の流れを考  
え、今回の栗田地区の区間は  
比較的交通量が少なく、また  
他の都市計画道路により交通  
を分散化することができると  
から、2車線に変更するこ  
とができました。しかし、他

の区間では、将来交通量が4  
車線を必要とする量が予想さ  
れることから、現段階では難  
しい状況です。

③ 今、住んでいる家が古くなっ  
ていても手をつけられない。  
救済するなり、早めに整備す  
るなど何か方法はあるか？

④ 移転先へ新築してもらう場合  
は、市の施設として仮住宅（局  
周辺、七瀬、栗田）に一旦お  
住まいいただくようになりま  
す。事情により新築すること  
が無理で、場合によっては他  
に移るといったことに対して  
は特に制度というものはござ  
いませんが、建物を壊した後  
のことについては色々条件等  
があると思いますのでご相談  
をお受けしたいと思います。  
今年度からリバースモーゲー  
ジ制度をはじめ、高齢者の方  
などの支援について色々な選  
択ができるよう選択肢を増や

していききたいと思ってお  
ります。

⑤ リバースモーゲージ制度につ  
いて県の“外郭団体見直し”  
の関係で住宅供給公社が将来  
的に廃止になるのでは？

⑥ 廃止という答審が出ておりま  
すが、県の方針は未定です。

この制度については公社の理  
事会でも今年度事業として決  
定しており、また県の承認も  
いただいています。公社側も  
この制度には積極的な姿勢で  
す。今後は金融機関への働き  
かけも行っていききたいと思  
っております。

⑦ 福祉関係部署等と連携して高  
齢者世帯の実態調査、移転困  
難な高齢者対策をして欲しい。

⑧ 移転が近い方を中心に戸別に  
説明を行っていましたが、そ  
れ以外の権利者の方にも状況  
報告や事業予定をご説明しご  
意見をお伺いしたいと思いま

す。

⑨ 都市内分権に沿って、街づく  
り委員会に与える一定権限と  
は？

⑩ 都市内分権についての案はあ  
りますが、具体的に決まっ  
ておりません。地域への金銭的  
な補助を行い、実際の街づく  
りは地域の皆さんでやってい  
ただいたかどうか、というこ  
とを都市内分権という考え  
方で検討している段階です。

⑪ 工事箇所によっては見通しが  
悪く危険な箇所があるため、  
工夫して欲しい。

⑫ なお一層の配慮を心掛ける  
とともに案内看板の設置等  
で対応してまいります。



「ひがしぐち」は事業関係者  
に配布、郵送しています。  
誤記・配布漏れがありましたら  
お知らせください。

別紙

第二十五・二十六回仮換地指定について

平成十六年二月十三日(第二十五回)、平成十六年四月十五日(第二十六回)一街区、二十一街区、二十二街区ほか、計十五街区の仮換地指定について、長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理審議会に諮問しました。

◎諮問内容

一・二十一・二十二・二十七・三十一・三十三・三十七・五十六・六十三・六十四・六十九・七十・七十二・七十三・九十一街区の各一部

地権者数 二十八名  
従前地地積 約九・九四六㎡  
換地面積 約八・三三四㎡

これらの諮問に対して審議会から、第二十五回「適当と認める(賛成11名・保留1名)」第二十六回「適当と認める(賛成10名・保留2名)」との答申を各々同日付でいただきましたので各権利者に対し個々に仮換地の指定を行っております。

今回までの仮換地指定により仮換地の合計面積は、約一二六七六〇㎡、仮換地指定率は三五・九%になります。

